

産業廃棄物処理事業者の処理状況報告書

～ まもなく平成18年度第1回目の報告時期が参ります ～

東京都では、昨年9月に、産業廃棄物を排出し、または処理する事業者に、適正処理の取組や処理の状況等に係る報告を義務付け、それを東京都のホームページで公表する「報告・公表制度」を導入しました。

産業廃棄物処理事業者の皆さまには、4月と10月の年2回、報告書を提出していただくことになっています。

1 制度の対象となる処理事業者

産業廃棄物収集運搬事業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬事業者（いずれも許可の範囲に「積替え又は保管」を含む者に限る。）

産業廃棄物処分事業者及び特別管理産業廃棄物処分事業者

2 報告する内容

事業概要、施設の現況、月ごとの処理の実績等を所定の様式で報告していただきます。

3 今回報告の対象なる期間と報告期限

4月末と10月末に報告をいただきます。今回の報告は、平成17年10月～平成18年3月までの実績等を4月末までに報告していただくものです。

【年間の報告スケジュール】

4月～9月までの実績を10月末までに報告

10月～翌年3月までの実績等を翌年4月末までに報告

4 報告の方法

インターネットを活用した電子データでの報告が原則です。

当分の間、紙様式での報告も可能としますが、インターネットでの報告方法に移行をお願いします。

(1) インターネットを活用した報告

インターネットでの報告に使用する、IDとパスワードを、万が一、紛失された方は「パスワード再発行依頼書」を提出してください。ID、パスワードを再発行いたします。

なお、平成18年2月以降に、制度の対象となられた方には、別途IDとパスワードを郵送させていただきます。

入力及び報告の方法については、《報告書の送付及び問い合わせ先》に記載されたアドレスのホームページ内、「処理業者マニュアル・報告様式・説明会資料」のページの、「記入要領〔PDF〕」及び「処理業者向け：インターネットによる報告マニュアル」を参照願います。

(2) 紙様式での報告

報告様式は、本文末尾に記載されている《報告書の送付及び問い合わせ先》のアドレスのホームページ内、「処理業者マニュアル・報告様式・説明会資料」のページから様式（Excelファイル形式）をダウンロードして使用してください。

報告は、郵送でも受け付けますが、極力、窓口までお持ちください。

紙様式で提出する場合に限り、報告内容のコンピューターへの入力は、都に一任する旨の覚書（産業廃棄物処理状況に係る報告公表に関する覚書）を報告書といっしょに提出していただきます。

郵送にて副本への受領印押印をご希望される方は、必要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

5 前回の報告で目立った記入間違い

(1) 報告期間末の施設の現況

実績が無しの場合でも、写真は添付してください。添付していただく写真は以下のとおりです。

ただし、自動車リサイクル法に基づく処理のみを行っている場合や、船舶などによる運搬で、許可内容が積替えのみに限定されている場合は除きます。

【収集運搬事業者】（第1号様式及び第2号様式 第3面・第4面）

(ア)積替・保管施設の外觀

積替・保管施設の外觀がわかる写真を添付してください。

(イ)拾集した有価物の保管状況

積替・保管施設に搬入した産業廃棄物から、手選別で有価物を拾集して積替・保管施設内で保管することを予定している場合、有価物の保管場所の写真を添付してください。予定がなければ、「報告対象外」としてください。

(ウ)産業廃棄物の保管状況

許可されている産業廃棄物の保管場所の写真を添付してください。

【処分事業者】(第3号様式及び第4号様式 第3面・第4面)

(ア)施設の外觀

処分を事業場内の処理施設(破砕機や焼却炉などの装置)の外觀がわかる写真を添付してください。

(イ)処分前の産業廃棄物の保管状況

(ア)の処理施設で処理を行う前の産業廃棄物の保管場所の写真を添付してください。

(ウ)処分後の産業廃棄物の保管状況

(ア)の処理施設で、処理を終えた産業廃棄物の保管場所の写真を撮影してください。

(2)当月に実績のあった契約件数(第1～4号様式 第5面)

処理委託契約締結先のうち、報告する月に、運搬や積替・保管施設への受け入れ、処分を行う事業場への受け入れの実績があった契約先の件数を報告してください。(新規に契約した契約先の件数ではありません。)

(3)保管量(収集運搬事業者の報告)(第1号様式及び第2号様式 第5面・第6面)

下記の(ア)、(イ)、(ウ)について、月初(毎月1日)及び月末の保管量を報告してください。(ア)、(イ)、(ウ)の合計が、保管施設内の保管量になります。

(ア)有価物拾集前の産業廃棄物

搬入されて、手選別する前の状態で保管している産業廃棄物の量を報告してください。

有価物拾集しない場合は、搬入された産業廃棄物の保管量になります。

(イ)搬入後の産業廃棄物から拾集した有価物

保管施設内で、産業廃棄物から手選別して保管している有価物の量を報告してください。

(ア)の内訳ではありません。

有価物拾集していない場合は「0」としてください。

(ウ)有価物拾集後の産業廃棄物

有価物拾集している場合に、有価物を手選別した後に残った産業廃棄物の保管量を報告してください。

(ア)の内訳ではありません。

有価物拾集していない場合は「0」としてください。)

6 平成17年度の報告・公表状況

(1)処理事業者

平成17年度は、平成17年10月末を期日として、約800事業者の方に報告を求め、同年12月16日から報告内容の公表を開始しました。

しかしながら、平成18年2月末時点で、約4%が報告書未提出であり、今後、提出を求める勧告を行っていきます。

(2)排出事業者

平成17年度は、平成17年11月末を期日として、約1,230の事業者に報告を求め、平成18年2月1日から報告内容の公表を開始しました。

排出事業者についても、平成18年2月末時点で約5%が未提出であり、今後、処理事業者と同様に提出を求める勧告を行っていきます。

7 その他

今後の情報は、環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課のホームページに掲載していきます。